

届出のしおり

大阪府生活環境の保全等に関する条例
(有害物質に係る届出施設)

令和5年 4月

大阪市環境局

はじめに

この冊子は、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）の有害物質について説明したものです。

条例の有害物質とは、物の燃焼や合成、分解等の処理（機械的処理を除く）によって発生し、人の健康や生活環境に被害を引き起こす恐れがある物質です。

条例では、これらが発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準の遵守義務や届出義務を設けています。

注) この冊子において、特段の定めがない限り、排出ガス等の量については温度が0℃であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量、ばい煙の濃度等については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したものとします。

条例で定める有害物質

種類 (25 種類)	
アクリロニトリル ※1	テトラクロロエチレン ※1
アセトアルデヒド ※1	トリクロロエチレン ※1
エチレンオキシド ※1	トルエン ※1※4※5
塩化水素 ※2	鉛及びその化合物 ※3
塩化メチル ※1	ニッケル化合物
塩素	砒素及びその化合物 ※3
カドミウム及びその化合物 ※3	1, 3-ブタジエン ※1
クロム及び三価クロム化合物 ※4	ベリリウム及びその化合物 ※3
クロロエチレン ※1	ベンゼン ※1
クロロホルム ※1	ホルムアルデヒド ※1※6
1, 2-ジクロロエタン ※1	マンガン及びその化合物 ※3
ジクロロメタン ※1	六価クロム化合物
水銀及びその化合物 ※3	

注) 下線は指定有害物質（設備・構造、使用、管理の基準が適用される）を示す。

また、**太字**は令和5年4月より規制対象に追加する物質、*斜め字*は令和5年4月より指定有害物質から有害物質（設備構造基準から濃度基準）へ変更する物質を示す。

- ※1 揮発性有機化合物（VOC）に該当する物質は、廃棄物焼却炉の規制対象外。
- ※2 塩化水素は、法対象未満の廃棄物焼却炉から排出されるものに限る。
- ※3 単体が対象となっている物質についてはその合金を含む。
- ※4 トルエン、クロム及び三価クロム化合物は、当分の間基準適用無し。
- ※5 トルエンについて小型乾燥炉（「1 届出施設」のうち1の項、2の項、4の項、5の項及び7の項から9の項までの施設のうち乾燥炉、乾燥施設及び乾燥・焼付施設であって排風機の能力が10m³/分未満のもの。）は規制対象外。
- ※6 熱分解等によりホルムアルデヒドを発生する物質には、パラホルムアルデヒド、メタホルムアルデヒド等がある。また、ホルマリン（ホルムアルデヒドの40%程度の水溶液）を使用する場合も、ホルムアルデヒドを排出する可能性がある。

目 次

1 届出施設	
有害物質に係る届出施設	1
2 有害物質に係る規制基準	7
3 測定義務について	9
4 施設の使用・管理の状況の記録保存義務について	10
5 届出の種類と提出時期	11
6 届出書の作成要領	
(1) 事前相談・届出の提出先	11
(2) 届出書の提出部数	11
(3) 届出書の返戻	11
(4) 届出に必要な書類	
ア 届出書及び別紙	12
イ 添付書類等	12
(5) 有害物質に関する届出書の記載方法	
ア 届出書(表紙)の記載例	13
イ 届出書(表紙)の記載上の注意事項	14
ウ 別紙1の1 記載例	16
エ 別紙1の1 記載上の注意事項	17
オ 別紙1の2 記載例	19
カ 別紙1の2 記載上の注意事項	20
キ 別紙1の3 記載例	23
ク 別紙1の3 記載上の注意事項	24
(6) 添付書類等	
ア 変更届出説明書の記載例	27
イ 変更届出説明書の記載上の注意事項	28

1 届出施設

有害物質に係る届出施設（条例施行規則別表第3第2号）

用途	項	施設の種類	規模※	備考
繊維製品の製造 (衣類・その他の 繊維製品に係る ものを除く)の用に 供する施設	1	イ 大気汚染防止法 令別表第1(以下、 法)に掲げる 乾燥炉(11項)	火格子面積(1㎡以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200KVA以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 を除く、トリポリリン酸ナトリ ウムの製造用を除く。
		ロ 条例別表第3の1 (以下、条例)に 掲げる乾燥炉 (23項)	火格子面積(0.5㎡以上1㎡未満) 燃焼能力(30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量(100KVA以上 200KVA未満)	銅、鉛又は亜鉛の精錬の 用に供するものを除く。
		ハ 乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外
		ニ 漂白施設	すべて	
		ホ 樹脂加工施設	すべて	
		ヘ 混合施設	すべて	
		ト 滅菌施設 及び消毒施設	すべて	
木材若しくは木 製品の製造(家具 に係るものを 除く)又はパル プ、紙若しくは紙 加工品の製造の 用に供する施設	2	イ 法に掲げる 乾燥炉(11項)	火格子面積(1㎡以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200KVA以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 を除く、トリポリリン酸ナトリ ウムの製造用を除く。
		ロ 条例に掲げる 乾燥炉(23項)	火格子面積(0.5㎡以上1㎡未満) 燃焼能力(30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量(100KVA以上 200KVA未満)	銅、鉛又は亜鉛の精錬の 用に供するものを除く。
		ハ 乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外
		ニ 張合せ施設	すべて	
		ホ 樹脂加工施設	すべて	
		ヘ 滅菌施設 及び消毒施設	すべて	
出版若しくは印 刷又はこれらの 関連品の製造 の用に供する施 設	3	イ 法に掲げる 乾燥炉(11項)	火格子面積(1㎡以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200KVA以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用 を除く、トリポリリン酸ナトリ ウムの製造用を除く。
		ロ 条例に掲げる 乾燥炉(23項)	火格子面積(0.5㎡以上1㎡未満) 燃焼能力(30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量(100KVA以上 200KVA未満)	銅、鉛又は亜鉛の精錬の 用に供するものを除く。
		ハ 乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外
		ニ グラビア印刷施設	すべて	
		ホ 金属板印刷施設	すべて	
		ヘ エッチング施設	すべて	

用途	項	施設の種類	規模※	備考	
化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造の用に供する施設	4	イ	法に掲げる 焙焼炉・焼結炉・ 煨焼炉(3項) 反応炉・直火炉 (10項) 乾燥炉(11項) 電気炉(12項) 乾燥施設(15項) 溶解槽(17項) 反応炉(18項) 反射炉・反応炉・ 乾燥施設(26項)	法の規模のとおり	3項は無機化学工業品の製造用に限る。(焼結炉はペレット焼成炉を含む。) 10項は無機化学工業品の製造用(カーボンブラック製造用燃焼装置を含み鉛系顔料製造用を除く)に限る。 12項はカーバイドの製造用に限る。
		ロ	条例に掲げる 焙焼炉(4項) 焼結炉(5項) 煨焼炉(6項) 反応炉(7項) 直火炉(8項) 電気炉(10項) 乾燥炉(23項)	条例(ばいじん規制)の規模のとおり	
		ハ	反応施設 及び直火炉	すべて	イ、ロ以外
		ニ	乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外
		ホ	合成施設、 重合施設 及び分解施設	すべて	
		ヘ	精製施設、 抽出施設、 晶出施設、 蒸留施設、 蒸発施設 及び濃縮施設	すべて	
		ト	電解施設	すべて	
		チ	焼成施設	すべて	
		リ	電気めつき施設	すべて	
		ヌ	混合施設、 配合施設 及び混錬施設	すべて	
		ル	造粒施設	すべて	
		ヲ	滅菌施設 及び消毒施設	すべて	
ワ	洗浄施設	洗浄槽液面面積(0.5m ² 以上)			

用途	項	施設の種類	規模※	備考
プラスチック製品の製造の用に供する施設	5	イ 法に掲げる乾燥炉(11項)	火格子面積(1㎡以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200KVA以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬及び、トリポリリン酸ナトリウム製造用を除く。
		ロ 条例に掲げる乾燥炉(23項)	火格子面積(0.5㎡以上1㎡未満) 燃焼能力(30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量(100KVA以上 200KVA未満)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。
		ハ 乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外
		ニ 電気めっき施設	すべて	
		ホ エッチング施設	すべて	
		ヘ 配合施設及び混練施設	すべて	
		ト 滅菌施設及び消毒施設	すべて	
ゴム製品の製造の用に供する施設	6	イ 加硫施設	すべて	
		ロ 混練施設	すべて	
		ハ 滅菌施設及び消毒施設	すべて	
窯業製品又は土石製品の製造の用に供する施設	7	イ 法に掲げる焼成炉・熔融炉(9項) 乾燥炉(11項)	火格子面積(1㎡以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200KVA以上)	
		ロ 条例に掲げる焼成炉(11項) 熔融炉(12項) 乾燥炉(23項)	火格子面積(0.5㎡以上1㎡未満) 燃焼能力(30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量(100KVA以上 200KVA未満)	
		ハ 焼成施設及び熔融施設	すべて	イ、ロ以外
		ニ 乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外
		ホ 樹脂加工施設	すべて	
		ヘ 混合施設	すべて	
		ト 滅菌施設及び消毒施設	すべて	

用途	項	施設の種類	規模※	備考	
鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供する施設	8	イ	法に掲げる 焙焼炉・焼結炉・ 煨焼炉(3項) 溶解炉(5項) 乾燥炉(11項) 電気炉(12項) 焙焼炉・焼結炉・ 溶鉱炉・転炉・ 溶解炉・乾燥炉 (14項) 溶解炉(24項) 溶解炉(25項)	法の規模のとおり	3項は金属の精錬用に限る。(焼結炉はペレット焼成炉を含む。) 12項は製銑、製鋼又は合金鉄の製造用に限る。
		ロ	条例に掲げる 焙焼炉(14項) 焼結炉(15項) 煨焼炉(16項) 溶解炉(17項) 溶解炉(18項) 電気炉(21項) 電気炉(22項) 乾燥炉(23項)	条例(ばいじん規制)の規模のとおり	
		ハ	金属溶解・精錬施設	すべて	イ、ロ以外
		ニ	乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外
		ホ	焼成施設	すべて	
		ヘ	電気めっき施設、 溶融めっき施設 及び化成被膜施設	すべて	
		ト	ソルトバス	すべて	
		チ	樹脂加工施設	すべて	
		リ	酸洗施設、 エッチング施設 及び電解研磨施設	すべて	
		ヌ	鋳造型造施設	すべて	シェルモールドマシンに限る。
		ル	混合施設、 配合施設 及び混錬施設	すべて	
		ヲ	反応施設	すべて	
		ワ	滅菌施設 及び消毒施設	すべて	
		カ	洗浄施設	洗浄槽液面面積(0.5m ² 以上)	

用途	項	施設の種類	規模※	備考
その他の製品の製造の用に供する施設	9	イ 法に掲げる乾燥炉(11項)	火格子面積(1 m ² 以上) 燃焼能力(50L/時以上) 変圧器容量(200KVA以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用及びトリポリリン酸ナトリウムの製造用を除く。
		ロ 条例に掲げる乾燥炉(23項)	火格子面積(0.5 m ² 以上 1 m ² 未満) 燃焼能力(30L/時以上 50L/時未満) 変圧器容量(100KVA以上 200KVA未満)	銅、鉛又は亜鉛の製錬用を除く。
		ハ 乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外
		ニ 電気めっき施設	すべて	
		ホ エッチング施設	すべて	
		ヘ 滅菌施設及び消毒施設	すべて	
すべて	10	イ 法に掲げる廃棄物焼却炉(13項)	火格子面積(2 m ² 以上) 焼却能力(200kg/時以上)	
		ロ 条例に掲げる廃棄物焼却炉(24項)	火格子面積(1 m ² 以上 2 m ² 未満) 燃焼能力(100kg/時以上 200kg/時未満)	
		ハ 廃棄物焼却炉	焼却能力(50kg/時以上)	イ、ロ以外
医療業の用に供する施設	11	滅菌施設及び消毒施設	すべて	滅菌施設は、病床数(医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床及び同項第4号に規定する療養病床の数を除く。)が200床以上の病院(医療法第21条第1項第3号に掲げる手術室を有するものに限る。)又は滅菌業を営む者の事業所に限る。 消毒施設は、病床数が200床以上の病院に限る。
消毒業の用に供する施設	12	滅菌施設及び消毒施設	すべて	

用途	項	施設の種類	規模※	備考	
洗濯業の用に供する施設	13	イ	消毒施設	すべて	
		ロ	ドライクリーニングの用に供するクリーニング施設	1回のドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が30kg以上の事業場に設置されるすべての施設	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条第1項の特定物質を用いるドライクリーニングを除く。
		ハ	ドライクリーニングの用に供する乾燥施設	1回のドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が30kg以上の事業場に設置されるすべての施設	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条第1項の特定物質を用いるドライクリーニングを除く。
物の製造に係る塗装の用に供する施設	14	吹付塗装施設	排風機能力(100m ³ /分以上)		

(備考)

1 次に掲げる施設は、除く。

- (1) 実験の用に供するもの
- (2) 移動式のもの
- (3) 10の項のイの施設で塩化水素、水銀及びその化合物又は揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- (4) 10の項のロ及びハの施設で揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- (5) 10の項以外の施設で塩化水素のみを発生し、及び排出するもの
- (6) 10の項以外の施設であって次のイからハまでに掲げる施設のうち、次の表の物質のみを発生し、及び排出するもの
 - イ 法規則別表第三の第三欄に掲げる施設
 - ロ 法規則別表第三の三の中欄に掲げる施設
 - ハ 小型乾燥炉(1の項、2の項、4の項、5の項及び7の項から9の項までの施設のうち乾燥炉、乾燥施設及び乾燥・焼付施設であって排風機の能力が10m³/分未満のもの。)

	施設	物質
一	イからハまでのいずれにも該当する施設	塩化水素、水銀及びその化合物、トルエン又は当該施設について法規則別表第三の第二欄に規定する物質(以下「法有害物質」という。)
二	イ及びロに該当し、ハに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又は法有害物質
三	イ及びハに該当し、ロに該当しない施設	塩化水素、トルエン又は法有害物質
四	ロ及びハに該当し、イに該当しない施設	塩化水素、水銀及びその化合物又はトルエン
五	イのみに該当する施設	塩化水素又は法有害物質
六	ロのみに該当する施設	塩化水素又は水銀及びその化合物
七	ハのみに該当する施設	塩化水素又はトルエン

(7) 13の項のロ及びハの施設で、当該施設を設置する事業場の1回のドライクリーニングに係る洗濯能力が30kg未満の事業場に設置されるもの

2 ※規模要件については、項目のいずれかに該当すること。

3 表の「燃焼能力」は重油換算した燃焼能力を示す。

2 有害物質に係る規制基準（規則別表第5第2号）

項	規制物質の種類	規制基準
一	二から三の項までに掲げる物質以外の物質	<p>次の式により算出した有害物質等の種類ごとの量とする。 (温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算)</p> $C = (K \times S) / Q$ <p>C 有害物質等の種類ごとの量(mg) K 付表1に掲げる有害物質等の種類ごとに定める値 S 付表2に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値 Q 乾き排出ガス量(m³/分)</p> <p>注) ただしSは周辺建築物の立地状況が変わった場合、それに応じて変更するものとする。</p> <p>※ 揮発性有機化合物(VOC)に該当する物質は、廃棄物焼却炉の規制対象外。 ※ 塩化水素は、法対象未満の廃棄物焼却炉から排出されるものに限る。 ※ トルエン、クロム及び三価クロム化合物は、当分の間基準適用無し。 ※ 小型乾燥炉についてはトルエンの規制対象外。</p>
二	エチレンオキシド	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 ② ①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③ ①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。 <p>※廃棄物焼却炉には適用しない。</p>
三	六価クロム化合物	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 ② ①と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 ③ ①と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。

※令和5年4月の改正規則に基づき使用届の提出がされた施設は、測定義務及び排出基準は1年間猶予され令和6年4月から適用されます。

※令和5年4月の改正規則施行時に届出済であった施設のうち、新規追加物質及び基準変更物質の測定義務及び排出基準は1年間猶予され令和6年4月から適用されます。なお、基準変更物質は令和6年4月より前に新基準への移行も可能となります。(新規追加物質及び基準変更物質は「条例で定める有害物質」を参照してください。)

付表第1

有害物質の種類	Kの値	有害物質の種類	Kの値
アクリロニトリル	2.72	水銀及びその化合物	0.0340(水銀として)
アセトアルデヒド	163	テトラクロロエチレン	272
塩化水素	5.54	トリクロロエチレン	177
塩化メチル	128	鉛及びその化合物	0.0680(鉛として)
塩素	3.23	ニッケル化合物	0.0340(ニッケルとして)
カドミウム及びその化合物	0.0170(カドミウムとして)	砒素及びその化合物	0.00816(砒素として)
クロロエチレン	13.6	1,3-ブタジエン	3.40
クロロホルム	24.5	ベリリウム及びその化合物	0.00340(ベリリウムとして)
1,2-ジクロロエタン	2.18	ベンゼン	4.08
ジクロロメタン	204	ホルムアルデヒド	0.456
		マンガン及びその化合物	0.136(マンガンとして)

付表第2

場 合		Sの算式
Ho < 6 の場合		b^2
Ho ≥ 6 かつ $4.7(Ho - 6) \leq b < 4.7Ho$ の場合		$(Ho - 6)^2 + b^2$
Ho ≥ 6 かつ $b \geq 4.7Ho$ の場合		$(Ho - 6)^2 + 22.1Ho^2$
Ho ≥ 6 かつ $b < 4.7(Ho - 6)$ であって、排出口の中心から $4.7(Ho - 6)$ の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面が俯角12度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く。)がある場合。	Ho > h	$(Ho - h)^2 + d^2$
	Ho ≤ h	d^2
上記以外の場合		$23.1(Ho - 6)^2$

(備考)

Ho: 排出口の実高さ(m)

b : 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(m)

h : 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(m)

d : 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(m)

3 測定義務(規則別表第8の2)

有害物質に係る届出施設において、有害物質(六価クロム化合物、エチレンオキシドを除く。)を大気中に排出する者は、知事が定める測定方法により6月を超えない作業期間ごとに1回以上有害物質の測定を行わなければなりません。なお、測定方法は次のとおりです。

有害物質の種類	測定方法
アクリロニトリル、塩化メチル(クロロメタン)、 クロロエチレン(塩化ビニル)、クロロホルム、 1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン 及び1,3-ブタジエン	(1) 環境省策定の排出ガス中の指定物質の測定方法マニュアル(平成9年4月23日付け環大規第119号。以下「環境省マニュアル」という。)に準拠し、バッグ採取法、真空瓶採取法又はキャニスタ採取法により排出ガスを捕集する。 (2) (1)で捕集した試料をJIS K 0114に定めるガスクロマトグラフ分析法(水素炎イオン化検出器を用いる方法に限る。) 又はJIS K 0123に定めるガスクロマトグラフ質量分析法により分析する。
アセトアルデヒド及びホルムアルデヒド	JIS K 0303に定める方法
塩化水素	JIS K 0107に定める方法
塩素	JIS K 0106に定める方法
カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、 ニッケル化合物、砒素及びその化合物、 ベリリウム及びその化合物 並びにマンガン及びその化合物	JIS K 0083に定める方法
水銀及びその化合物	JIS K 0222に定める方法のうちガス状水銀の測定法。ただし、水銀及びその化合物の量が著しく変動する有害物質に係る届出施設にあっては、排出ガス中の水銀測定法(平成28年環境省告示第94号)で定めるガス状水銀の測定法を適用することができるものとする。
テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン	JIS K 0305に定める方法又は環境省マニュアルに定める方法
ベンゼン	JIS K 0088に定める方法又は環境省マニュアルに定める方法

各測定方法の詳細については、次の大阪府HPをご参照ください。

・条例に基づく排出ガス中の有害物質の測定方法について(大阪府HP)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/taiki/yuugaisokutei.html>

4 施設の使用・管理の状況の記録保存義務(規則別表第8の3)

指定有害物質(エチレンオキシド、六価クロム化合物)を排出する施設については、届出施設等の使用及び管理の状況の記録保存(3年間)が義務づけられます。

記録保存すべき項目は、事業者の皆様が日常的に容易に確認できるものとして、具体的には下表のとおりです。

汚染防止措置の種類	記 録 事 項		記録頻度
	(1) 確認時の状況	(2) 前回確認後の稼働状況	
燃焼式処理装置	燃焼室の温度	燃料使用量	原則として毎週1回以上
薬液による吸収式処理装置	薬液の循環状況	薬液の使用量	
ろ過集じん装置	集じん装置の差圧	ダストの引抜年月日及び引抜量	
洗浄集じん装置	洗浄水量又は水位	①充填材の交換年月日	
		②汚泥の引抜年月日及び引抜量	
電気集じん装置	電圧	ダストの引抜年月日及び引抜量	
上記と同等以上の性能を有する処理装置又は同等以上の排出抑制のできる構造	当該処理装置の稼働状況又は当該排出抑制構造の管理状況を適切に把握できる事項		記録事項に応じた頻度

備考

- ・届出施設の使用・管理の状況をより適切に把握できると認められる事項がある場合は、その事項を記録事項にできます。
- ・安全上等のやむを得ない理由により上表の事項の記録が困難な場合は、「上表の記録事項の(1)もしくは(2)のいずれか」又は「届出施設の使用・管理の状況を適切に把握できると認められる事項」を記録事項にできます。

5 届出の種類と提出時期

届出が必要な場合	届出の種類	提出時期
届出施設を設置しようとする場合	設置届	工事着手予定日の60日前まで
条例の改正等によって新たに届出施設となった場合	使用届	届出施設となった日から30日以内
届出施設の構造、使用又は管理の方法、処理等の方法を変更しようとする場合	変更届	変更工事着手予定日の60日前まで
次の事項を変更した場合 <個人の場合> <法人の場合> ①届出者の氏名 ①法人の名称 ②届出者の住所 ②本社所在地 ③工場・事業場の名称 ③代表者の氏名 ④工場・事業場の所在地 ④工場・事業場の名称 ⑤工場・事業場の所在地	氏名等変更届	変更日から30日以内
届出施設を廃止した場合	廃止届	廃止日から30日以内
届出施設を譲渡・合併・相続等により承継した場合	承継届	承継日から30日以内

6 届出書の作成要領

(1) 事前相談・届出書の提出先

届出書の作成や提出などが円滑に行われるように届出書提出前の事前相談を実施しています。届出書に不備があるために受理が遅れ、工事着手が円滑に進まないことなどを防止するためにも、事前相談を行うようお願いいたします。

届出書の提出先は、工場・事業場の所在する区を担当する各環境保全監視グループです。

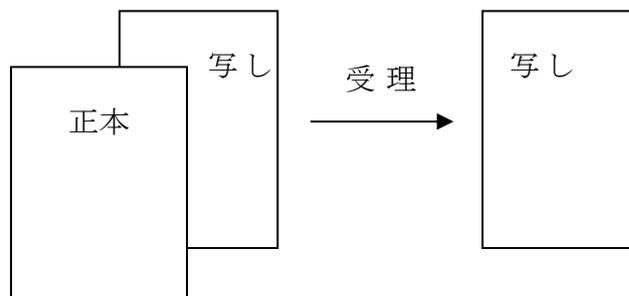
(2) 届出書の提出部数

届出書の提出部数は、2通(正本1通、写し1通)です。

写しについては、正本のコピーでも可とします。

(3) 届出書の返戻

届出が受理された後、提出された写しの1通が返戻されますので、書類は、必ず大切に保管してください。



(4) 届出に必要な書類

届出には、次の「ア 届出書及び別紙」と「イ 添付書類」の両方が必要です。

ア 届出書及び別紙

	届 出 書 及 び 別 紙	備 考
有 害 物 質	届出施設設置(使用・変更)届出書	
	別紙1 ばい煙発生施設の構造	
	別紙1の1 届出施設の構造(ばい煙)	
	別紙2 ばい煙発生施設の使用法	
	別紙1の2 届出施設の使用又は管理の方法(ばい煙)	
	別紙3 ばい煙の処理の方法 別紙1の3 ばい煙等の処理等の方法(ばい煙)	記載すべき事項がない場合は、 省略可能

イ 添付書類等

(ア) 届出に必要な書類、図面等

必 要 な 書 類	備 考
届出施設及びばい煙等の処理を行う施設の設置場所を明記した図面 (工場又は事業場の平面図)	
工場又は事業場付近の見取図	条例の有害物質(指定有害物質 を除く)に係る場合のみ
届出施設の構造概要図(主要寸法を記入したもの)	
ばい煙等の処理を行う施設(煙突、フード、ダクト等を含む)の構造概要 図(主要寸法及び測定箇所を記入したもの)	処理施設等がある場合のみ
ばい煙等の処理を行う施設の処理効率に係る設計上の基本的事項に 関する資料	特に求めた場合のみ
変更届出説明書	変更届の場合のみ
その他特に必要と認めた書類 <例> 排出ガスの測定データ 原料等の性状分析表	特に求めた場合のみ

(イ) その他、届出の際に必要な提出する書類

必 要 な 書 類	備 考
期間短縮願	期間短縮を願い出る場合
委任状	代表者以外が届出をする場合

(5) 有害物質に関する届出書の記載方法

ア届出書(表紙)の記載例

届出施設設置(使用・変更)届出書			
大 阪 市 長 様			令和 年 月 日
届 出 者 住 所 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇化学薬品株式会社 氏 名 代表取締役 青空 守 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項(第21条第1項・第23条第1項)の規定により、届出施設について、次のとおり届け出ます。			
工場又は事業場の名称	まるまるかがくやくひん 〇〇化学薬品株式会社 大阪工場 (電話番号000-0000)	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	(郵便番号0000-0000) 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号	※受理年月日	年 月 日
届 出 施 設 の 種 類	2-第4項 ハ 反応施設 1基	※施設番号	
		※審査結果	
ばい煙	ばいじん、有害物質	届出施設の構造	別紙1の1のとおり
		届出施設の使用又は管理の方法	別紙1の2のとおり
		ばい煙等の処理等の方法	別紙1の3のとおり
粉じん	届出施設の構造、使用又は管理の方法及びばい煙等の処理等の方法	別紙2の1から別紙2の4までのとおり	※備考
添付書類 1 届出施設及びばい煙等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図) 2 工場又は事業場の付近の見取図(指定有害物質以外の有害物質に係る届出の場合に限る。) 3 変更概要説明書(変更届の場合に限る。)			
参 考 事 項			
工場又は事業場の事業内容	化学工業	届け出すべき者が常時使用する従業員数	〇〇〇人
工場又は事業場の規模	製品製造量 〇〇t/月	資 本 金	〇〇円
当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先(電話番号)		労働安全環境課(電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇)	
備考 1 届出施設の種類の欄には、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3各号の表にまでに掲げる項番号及び施設の種類を記載すること。 2 別紙については、届出施設の種類に応じて、必要なものを添付すること。 3 ※印の欄には、記載しないこと。			

イ 届出書(表紙)の記載上の注意事項

1	表紙	<p>(1) 表題 表題の設置、変更、使用の該当しない項目を抹消すること。 <例> 1 設置届の場合 設置(使用、変更)届出書 2 変更届の場合 設置(使用、変更)届出書 3 使用届の場合 設置(使用、変更)届出書</p> <p>(2) 適用条文 適用条文の該当しない項目を抹消すること。 1 設置届の場合 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項(第21条第1項、第23条第1項) 2 変更届の場合 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項(第21条第1項、第23条第1項) 3 使用届の場合 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項(第21条第1項、第23条第1項)</p>
2	届出者	<p>法人の場合……………その名称、本社所在地及び代表者(代表権を有するもの)の職氏名を記載すること。 個人の場合……………事業主の住所、氏名を記載すること。 非法人の団体の場合……………非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名をすること。</p> <p>(注1) 代表者でないものが届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたこと証する委任状(1通)を添付すること。</p> <p>(注2) 届出者は、次に掲げる場合を除き原則として施設の設置者である。 (1) リース、レンタル、貸工場、貸ビル等内のテナントの施設については、施設使用者が届出者である。 (2) 共有施設については、共有者(管理組合等)の代表者が届出者である。</p>
3	工場又は事業場の名称	<p>名称には、ふりがなを付けて記載すること。 個人の場合は、屋号を記載すること。 電話番号を記載すること。 届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
4	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。 届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称(〇〇地先等)で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること。</p>

5	届出施設の種類	<p>条例施行規則別表第3第2号に係る項番号、名称及び基数を記載すること。</p> <p><例> 二-第1項-ホ 樹脂加工施設 2基 二-第4項-ヌ 混合施設 1基</p> <p>条例の2以上の区分(例えば、「ばいじん」と「有害物質」)に係る届出施設については、次のように記載すること。</p> <p><例> 一-第23項 乾燥炉 ───┬─── 1基 二-第4項-ロ 乾燥炉 ───┘───</p>
6	工場又は事業場の事業内容	総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。
7	工場又は事業場の規模	<p>製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。</p> <p>サービス業等の適当な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。</p>
8	常時使用する従業員数	届出する事業者が常時使用する従業員の数(本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く。)を記載すること。
9	資本金	法人のみ記載すること。
10	当該届出についての担当部課名及び緊急連絡先(電話番号)	<p>この届出についての連絡先(担当する部・課名等)を記載すること。</p> <p>また、その連絡先の電話番号(直通、内線の別)を記載すること。</p> <p><例> 環境安全部環境課 ○○○○-○○○○ (ダイヤルイン)</p>

ウ 別紙1の1記載例

別紙1		ばい煙発生施設の構造	
別紙1の1		届出施設の構造 (ばい煙)	
工場又は事業場における施設番号	H-1		
名称及び型式	〇〇製AB-1型		
設置年月日	年月日	年月日	年月日
着手予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	年月日	年月日
使用開始予定年月日	令和〇年 〇月 〇日	年月日	年月日
規模	伝熱面積 (m ²)		
	燃料の燃焼能力 (重油換算L/h)		
	原料の処理能力 (t / h)	0.2t/h	
	火格子面積 (m ²)		
	羽口面断面積 (m ²)		
	変圧器の定格能力 (k V A)		
	触媒に付着する炭素の能力 (k g / h)		
	焼却能力 (k g / h)		
	乾燥施設の容量 (m ³)		
	電流容量 (k A)		
	ポンプの動力 (k W)		
	合成・漂白・濃縮能力 (k g / h)		
添付書類 ばい煙発生施設 (届出施設) の構造概要図 (主要寸法を記入すること。)			
備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始年月日の欄に、それぞれ記載すること。			
2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。			

エ 別紙1の1記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号(記号)又は呼称を与えて記載する。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。)
2	名称及び型式	名称(法施行令別表第1又は条例施行規則別表第3に掲げる名称)、製造会社名、型式を記載すること。
3	設置年月日	使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。
4	着手予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。
5	使用開始予定年月日	設置及び変更の届出に際して、当該届出施設等の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。
6	規模	規模については、付表の当該届出施設等の「単位」の項目について記載すること。(別紙1、別紙1の1に該当する欄がない場合は空欄に記載すること。)ただし、燃料又は電力を使用する場合は「燃料の燃焼能力」又は「変圧器の定格容量」の欄にも記載すること。
	伝熱面積	缶体の銘板に刻印された数値若しくはメーカーの作成する仕様書に記載された数値を記載すること。(労働基準局の検査表にも記載されている。)
	燃料の燃焼能力	<ol style="list-style-type: none"> 液体燃料、気体燃料、微粉炭燃料等を使用する場合に記載すること。 原則としてバーナーの定格能力を記載すること。 ただし、バーナーの定格能力が不明の場合は、炉の本体の設計熱量計算(投入熱量)を使用する燃料の低位発熱量(真発熱量)で除した値を「5 重油換算の方法」により当該燃料の量を重油の量に換算した値とすること。 一つの施設にバーナーが2本以上ある場合又は2種類以上の燃料を混焼させる場合はその総量を記載すること。

6	規	<p>4 エマルジョン系燃料については、当該燃料中の水及び添加物は、霧化剤として定義し、燃料の燃焼能力には加算しない。</p> <p>5 重油換算の方法 下表のとおり換算すること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>燃 焼 の 種 類</th> <th>燃 料 の 量</th> <th>重 油 の 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原 油 又 は 軽 油</td> <td>1L</td> <td>0.95L</td> </tr> <tr> <td>ナフサ又は灯油</td> <td>1L</td> <td>0.90L</td> </tr> <tr> <td>都 市 ガ ス 1 3 A</td> <td>1 m³</td> <td>1.14L</td> </tr> <tr> <td>液 化 石 油 ガ ス</td> <td>1 kg</td> <td>1.2L</td> </tr> <tr> <td>液 化 天 然 ガ ス</td> <td>1 kg</td> <td>1.3L</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表に掲げる燃料以外の燃料については、当該燃料と同量の発熱量を有する重油(高発熱量39,600kJ/L、比重0.9)の量にそれぞれ換算すること。</p>	燃 焼 の 種 類	燃 料 の 量	重 油 の 量	原 油 又 は 軽 油	1L	0.95L	ナフサ又は灯油	1L	0.90L	都 市 ガ ス 1 3 A	1 m ³	1.14L	液 化 石 油 ガ ス	1 kg	1.2L	液 化 天 然 ガ ス	1 kg	1.3L
	燃 焼 の 種 類	燃 料 の 量	重 油 の 量																	
	原 油 又 は 軽 油	1L	0.95L																	
ナフサ又は灯油	1L	0.90L																		
都 市 ガ ス 1 3 A	1 m ³	1.14L																		
液 化 石 油 ガ ス	1 kg	1.2L																		
液 化 天 然 ガ ス	1 kg	1.3L																		
模	原料の処理能力	最大能力を記載すること。																		
	変圧器の定格容量	<p>kWからkVAへの変換については、次の式による。</p> $kW = \text{力率} \times kVA (\text{力率} \leq 1)$ <p>ただし、力率については正確な資料がない限り「力率=1」として取り扱う。</p>																		
	焼却能力	<p>【焼却能力の計算方法】</p> $\text{焼却能力(kg/h)} = \frac{\text{燃焼室容積 (m}^3\text{)} \times \text{燃焼室熱負荷 (kJ/m}^3\text{·h)}}{\text{廃棄物の低位発熱量 (kJ/kg)}}$ <p>(1kJ= 0.239kcal)</p>																		

オ 別紙1の2記載例

別紙2		ばい煙発生施設の使用方式					
別紙1の2		届出施設の使用又は管理の方法 (ばい煙)					
工場又は事業場における施設番号		H-1					
使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等	9時から 21時まで 12時間/回、 1回/日、 21日/月			時から 時まで 時間/回、 回/日、 日/月		
	季節変動	なし					
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類	ステアリン酸 リサージ					
	使用割合	70%			30%		
	原材料中の成分割合 (%)	ステアリン酸 リサージ					
	1日の使用量	100%			100%		
燃料又は電力	種類	(比重)					
	燃料中の成分割合 (%)	灰分	いおう分	窒素分	灰分	いおう分	窒素分
	発熱量 (kJ/L、kJ/m ³ 、kJ/kg)						
	通常の使用量 (L/h、m ³ /h、kWh)						
	混焼割合						
施設の使用形態		排ガス処理 (スクラバー)					
排出ガス量 (m ³ /h)	湿り	最大 1226	通常 982	最大	通常		
	乾き	最大 1037	通常 826	最大	通常		
排出ガス温度 (℃)		30					
排出ガス中の酸素濃度 (%)							
ばい煙の濃度	ばいじん (g/m ³)	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)		
		最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)		
	いおう酸化物 (ppm)	最大	通常	最大	通常		
	窒素酸化物 (ppm)	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)		
		最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)	最大 (O ₂ = %)	通常 (O ₂ = %)		
	鉛化合物 (ppm、mg/m ³)	最大 0.065	通常	最大	通常		
	(ppm、mg/m ³)	最大	通常	最大	通常		
(ppm、mg/m ³)	最大	通常	最大	通常			
ばい煙量	いおう酸化物 (m ³ /h)	最大	通常	最大	通常		
ばい煙等の発生及び処理等に係る作業の系統の概要 (作業工程)		リサージ(PbO) > → 反応 → 冷却 → 粉碎 → 袋詰 ステアリン酸					
参考事項							
備考 1 原材料中の成分割合 (%) の欄及び燃料中の成分割合 (%) の欄に記載に当たっては、重量比 (%) 又は容量比 (%) の別を明らかにすること。 2 通常の使用量及び排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態 (この項において「標準状態」という。) における量に、発熱量及びばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設 (ばい煙の処理等を行う施設) がある場合は、処理後の濃度とすること。 5 施設の使用形態については、届出施設からの排出ガス抑制方法 (排ガス処理又は密閉構造等) について記載すること。ただし、密閉構造の場合は、次の工程等での作業及び排出状況を明らかにすること。 6 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用 (専ら非常時において用いられるものをいう。) の別を明らかにすること。							

カ 別紙1の2記載上の注意事項

1	工場又は事業場における施設番号	別紙1(別紙1の1)の同欄と同じ番号(記号)を記載すること。	
2	使用状況	当該届出施設等を最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載すること。	
	季節変動	使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。(主として暖房用ボイラーなどの場合) <例>1 4月～10月末日までは、休止 2 6月～9月までは、60%減少	
3	原料	当該届出施設等において使用する原料・原材料のうちばい煙等の発生、排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。	
	種類	種類別にその割合を重量比で記載すること。	
	使用割合	種類別に重量比で記載すること。	
	原材料中の成分割合	当該届出施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を種類別に記載すること。	
4	燃料又は電力	種類	当該届出施設等の使用する燃料の種類(液体・固体・気体・電力等)を具体的に記載すること。 ①液体燃料の場合、JIS規格による種類及び液比重(kg/L)を記載すること。 <例>1種(A重油)(比重0.85) ②石炭等固体燃料の場合は、その性状を記載すること。 <例>中塊炭(れき青炭) ③気体燃料の場合は、ガス名及び密度(kg/m ³ N)を記載すること。 <例>1 都市ガス13A(密度0.7) 2 LPG(プロパン)(密度2.0)
		燃料中の成分割合	使用する燃料の灰分、いおう分、窒素分の最大値を重量比又は容量比の別を明らかにして記載すること。 注:燃料成分表の数値をそのまま転記するのではなく、契約している業者の保証値を記載すること。 <例>いおう分 0.04%～0.09% で変動→いおう分 0.1%以下と記載すること。
	発熱量	高(総)発熱量又は低(真)発熱量の別を明らかにして記載すること。 1cal = 4.18605 J <例>45,000kJ/kg(高)	
	通常の使用量	当該届出施設等の最も多く使用する期間(月)における平均使用量を記載する。また、必ず単位(L/h、m ³ 、kWh)を記載すること。	

燃料又は電力を使用している場合

4	燃料 又は 電力	混燃割合	<p>当該届出施設等の混焼の場合のみ、種類別燃料の使用量の割合を重油換算後の容量比で記載すること。</p> <p><例> A重油60L/h、都市ガス(13A)50m³/hを混焼する場合 都市ガス(13A)重油換算は、50×1.14=57L/h</p> <p>A重油の割合：$\frac{60}{60+57.0} \times 100 = 51.3\%$</p> <p>都市ガス13Aの割合：$\frac{57.0}{60+57.0} \times 100 = 48.7\%$</p> <p>混焼割合 A重油 51.3%:都市ガス 13A 48.7%</p>	燃料 又は 電力 を 使用 の 場 合																																								
5	施設の使用形態		<p>届出施設等の排ガス抑制方法について記載すること。</p> <p><例> 1 排ガス処理(スクラバー) 注……別紙3(別紙1の3)に記載すること。</p> <p>2 密閉構造 注……作業工程の欄で作業及び排出状況を記載すること。</p>																																									
6	排出ガス量		<p>1 排出ガス量は、標準状態(温度0℃、圧力1気圧)に換算して記載すること。</p> <p>2 燃料の燃焼に伴う排出ガス量は、原則として燃焼計算により算出すること。 ただし、次に掲げる場合等は、排風機(ブロアー)能力により算出すること。</p> <p>(a) 電気炉等施設から排出ガス量の認定が困難な場合 (b) 排出ガス処理を行っており、実際の排出ガス量が燃焼計算による排出ガス量と相違する場合</p> <p><燃焼計算></p> $G' = \{Go' + Ao(m-1)\}W$ $G = \{Go + Ao(m-1)\}W$ <p>ここで、G' : 乾き排出ガス量(m³/h) Go' : 燃料1L(1m³) 当たりの理論乾き排出ガス量(m³/h),(m³/m³) G : 湿り排出ガス量(m³/h) Go : 燃料1L(1m³) 当たりの理論湿り排出ガス量(m³/h),(m³/m³) Ao : 燃料ごとの理論空気量(m³/h) m : 空気比 = $\frac{21}{21 - O_2}$</p> <p>W : 単位時間当たりの燃料使用量(L/h) (m³/h)</p> <p>注:Go'、Go、Aoとして下表の値を使用してもよい。</p> <table border="1" data-bbox="502 1590 1268 1870"> <thead> <tr> <th></th> <th>燃料の量</th> <th>Go'</th> <th>Go</th> <th>Ao</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 重油</td> <td>1L</td> <td>8.6</td> <td>9.7</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>B 重油</td> <td>1L</td> <td>8.9</td> <td>10.0</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>C 重油</td> <td>1L</td> <td>9.0</td> <td>10.1</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>1L</td> <td>8.4</td> <td>9.6</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>都市ガス13A</td> <td>1m³</td> <td>9.6</td> <td>11.8</td> <td>10.7</td> </tr> <tr> <td>LPG(プロパン)</td> <td>1m³</td> <td>21.8</td> <td>25.8</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>LPG(ブタン)</td> <td>1m³</td> <td>28.5</td> <td>33.5</td> <td>31.0</td> </tr> </tbody> </table>		燃料の量	Go'	Go	Ao	A 重油	1L	8.6	9.7	9.2	B 重油	1L	8.9	10.0	9.4	C 重油	1L	9.0	10.1	9.6	灯油	1L	8.4	9.6	9.0	都市ガス13A	1m ³	9.6	11.8	10.7	LPG(プロパン)	1m ³	21.8	25.8	23.8	LPG(ブタン)	1m ³	28.5	33.5	31.0	
	燃料の量	Go'	Go	Ao																																								
A 重油	1L	8.6	9.7	9.2																																								
B 重油	1L	8.9	10.0	9.4																																								
C 重油	1L	9.0	10.1	9.6																																								
灯油	1L	8.4	9.6	9.0																																								
都市ガス13A	1m ³	9.6	11.8	10.7																																								
LPG(プロパン)	1m ³	21.8	25.8	23.8																																								
LPG(ブタン)	1m ³	28.5	33.5	31.0																																								

7	排出ガス温度	煙突・フード等出口(排出口)における排出ガスの平均温度を記載すること。	
8	排出ガス中の酸素濃度	条例の有害については記載不要	
9	ばい煙の濃度	ばいじん	条例の有害については記載不要
		いおう酸化物	条例の有害については記載不要
		窒素酸化物	条例の有害については記載不要
	その他の有害物質	<p>条例施行規則別表第1に掲げる有害物質の名称及び濃度(設計値等)を記載すること</p> <p><参考> C'(ppm)からC(mg/m³)への換算は次の式で計算できる。</p> $C(\text{mg}/\text{m}^3) = \frac{C'(\text{ppm})}{22.4} \times M$ <p>M:分子量</p> <p><注> 複数の届出施設等から集合煙突等を通じて排出される場合にあっても個々の施設毎に計算すること。(各施設が単独に稼働し、当該煙突等から排出するものとして計算する。)</p> <p>計算方法は、各施設の出口濃度に下記の係数を掛けたものとする。</p> $(\text{係数}) = 1 - (\text{処理効率}) \frac{(\text{処理装置出口濃度})}{(\text{処理装置入口濃度})}$	
10	ばい煙量	いおう酸化物	条例の有害物質については記載不要
11	作業工程	当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順(工程)を記載すること。	
		<注> 工程が複数ある場合には、有害物質等に関する工程のみ、すべて別紙に記載し添付すること。	
12	参考事項	記載についての補足等を記載すること。(例:化学工場等のプラントは1施設で合成、蒸留、晶出等いろいろと使用できるので、その場合は主たる用途を記載する。)	
<p><注> 1 ばい煙の濃度及びばい煙量は、ばい煙の処理施設がある場合は、処理後の濃度及び量を記載すること。</p> <p>2 それぞれの最大値の欄には、当該施設が最大能力、又は、ばい煙に関して最高濃度(最大排出量)で稼働する場合の値とする。</p> <p>3 通常値は、当該施設が平常状態で稼働する場合の平均値とする。</p>			

キ 別紙1の3記載例

別紙3	ばい煙の処理方法					
別紙2	揮発性有機化合物の処理の方法					
別紙1の3	ばい煙等の処理等の方法 (ばい煙)					
ばい煙処理施設 (ばい煙等の処理等を行う施設) の工場又は事業場における施設番号	H1-S					
処理に係るばい煙発生施設 (届出施設) の工場又は事業場における施設番号	H-1					
ばい煙処理施設 (ばい煙等の処理等を行う施設) の種類、名称及び型式	スクラバー (ABC-12)					
設置年月日	年	月	日			
着手予定年月日	令和〇年	〇月	〇日			
使用開始予定年月日	令和〇年	〇月	〇日			
処理能力	排出ガス量 (m ³ /h)	最大	5000			
		通常	5000			
	排出ガス温度 (°C)	処理前				
		処理後				
	ばいじん (g/m ³)	処理前	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)
		処理後	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)
		処理効率				
	いおう酸化物 (ppm)	処理前				
		処理後				
		処理効率				
	窒素酸化物 (ppm)	処理前	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)
		処理後	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)	(O ₂ = %)
		処理効率				
	鉛化合物 (mg/m ³) —(ppm)—	処理前	0.65			
		処理後	0.065			
処理効率		90%				
(mg/m ³) (ppm)	処理前					
	処理後					
	処理効率					
(mg/m ³) (ppm)	処理前					
	処理後					
	処理効率					
ばい煙量	いおう酸化物 (m ³ /h)	最大				
		通常				
使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等 季節変動	9時から 21時まで 1時間/回、 6回/日、 22日/月			時から 時まで 時間/回、 回/日、 日/月	
		なし				
排出口の実高さ H _o (m) 及び頂上口径 D (m)	H _o	15	D	0.6	H _o D	
	排出口の番号					
陣傘の有無	有・無			有・無		
補正された排出口の高さ H _e (m)						
排出速度 (m/s)						
排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離 (m)	15					
添付書類 ばい煙処理施設 (ばい煙等の処理等を行う施設) (煙突、フード、ダクトを含む。) の構造概要図 (主要寸法及び測定箇所を記入すること。)						
排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物 (倉庫等は除く。) の実高さ h (m) 及び水平距離 d (m)	h	15	h			
	d	20	d			
ばい煙測定口の有無及び口径	有 (口径 100 mm) ・ 無			有 (口径 mm) ・ 無		
届出施設 (指定有害物質に係るものに限る。) に係る使用及び管理の状況の記録事項						
備考 1 設置届出の場合には着手年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。 2 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態 (この項において「標準状態」という。) における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。 3 ばい煙の濃度は乾きガス中の濃度とすること。 4 補正された排出口の高さ H _e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。 5 参考事項として、処理効率に係る設計上の基本的事項に関する資料を添付すること。						

ク 別紙1の3の記載上の注意事項

1	ばい煙処理施設(ばい煙等の処理等を行う施設)の工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該処理施設等(煙突等を含む。)の固有番号(記号)を記載すること。		
2	処理に係るばい煙発生施設(届出施設等)の工場又は事業場における施設番号	別紙1の1及び別紙1の2の同欄と同じ番号(記号)を記載すること。ただし、他に当該処理施設等を共用する届出施設等がある場合には、その施設番号も併せて記載すること。		
3	ばい煙処理施設(ばい煙等の処理等を行う施設)の種類、名称及び型式	当該処理施設等の種類、名称及び型式を具体的に記載すること。 <例> ○○社製ベンチュリースクラバー		
4	設 置 年 月 日	当該届出施設等の設置年月日を記載すること。 (既存の処理施設等の場合のみ記載すること。)		
5	着 手 予 定 年 月 日	当該処理施設等の関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。(既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない。)		
6	使用開始予定年月日	当該処理施設等の使用開始予定年月日を記載すること。 (既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない。)		
7	処 理 能 力	排 出 ガ ス 量	当該処理施設等で処理する湿り排出ガス量を標準状態(0℃、1気圧)に換算した値(設計値等)を記載すること。 (複数の施設を集合して処理している場合は、その集合値(合計値)を記載すること。以下の欄についても同じ。) 排出ガス量の計算方法は、別紙2(別紙1の2)の記載例を参考にすること。	
		排 出 ガ ス 温 度	処理前については、当該処理施設等の入口の平均温度、処理後については、出口の平均温度を記載すること。	
	ばい煙の濃度	ばいじん	処理前・処理後	記載不要
			処理効率	記載不要
		いおう酸化物	処理前・処理後	記載不要
			処理効率	記載不要
		窒素酸化物	処理前・処理後	記載不要
			処理効率	記載不要

7	処理能力	ばい煙の濃度	空欄	処理前・処理後	当該処理施設等で処理する有害物質(条例施行規則別表第1に掲げる物質)の名称及び濃度(処理前:入口、処理後:出口)を記載すること。
				処理効率	容量比で記載すること。
		ばい煙量	いおう酸化物	処理前・処理後	記載不要
8	使用状況	1日の使用時間及び月間使用日数等		当該処理施設等(又は煙突)の最も多く使用する期間(月)における平均使用状況を記載すること。	
		季節変動		使用状況に季節変動がある場合のみ、その変動状況を記載すること。 ＜例＞ 暖房用、冬期11月～3月のみ使用	
9	排出口の実高さ H_o 及び頂上口径 D		<p>高さは、地盤面(GL)からの高さを記載する。 頂上口径は、頂部内径を記載し、丸型、角型を明記すること。 ＜例＞ 1 $H:15$ $D:0.3(\phi)$ 2 $H:30$ $D:0.4 \times 0.5(\square)$ (注) 煙突の高さ(H_o)の表示例</p>		
10	排出口の番号		当該施設の煙突(排出口)の番号を記載すること。		
11	陣笠の有無		記載不要		
12	補正された排出口の実高さ H_e		記載不要		
13	排出速度		記載不要		

14	排出口の中心からその至近距離にある敷地境界線までの水平距離	排出口の中心から敷地境界線までの水平距離を記載すること。 <注> 境界線とは、原則として工場等の所有又は使用している土地をその他の土地との境界線をいう。						
15	排出口の中心からその至近距離にある他人の所有する建築物(倉庫等は除く。)の実高さh及び水平距離d	条例規則別表第5第2号の付表第2の4の項に該当する場合にのみ記載すること。 なお、他人の所有する建築物の実高さ(h)は、排出口の位置する地盤面(G.L)を基準とした高さを記載すること。						
16	ばい煙測定口の有無及び口径	ばい煙測定口の有無の別に○を付け、有る場合は口径を記載すること。(位置については、添付の図面に明記すること。)						
17	届出施設(指定有害物質に係るものに限る。)に係る使用及び管理の状況の記録事項	届出施設の使用及び管理状況を、事業者自らが適切に把握できる事項を記載すること。また記録の頻度を合わせて記載すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">ろ過式集じん装置</td> <td>集じん装置の差圧(頻度:毎日)、ダストの引抜年月日及び引抜量(頻度:作業の都度)等</td> </tr> <tr> <td>洗浄集じん装置</td> <td>洗浄水量又は水位(頻度:毎日)、充填剤の交換年月日、汚泥の引抜年月日及び引抜量(頻度:作業の都度)等</td> </tr> <tr> <td>電気集じん装置</td> <td>電圧(頻度:毎日)、ダストの引抜年月日及び引抜量(頻度:作業の都度)等</td> </tr> </table> ※指定有害物質のみ記載すること。	ろ過式集じん装置	集じん装置の差圧(頻度:毎日)、ダストの引抜年月日及び引抜量(頻度:作業の都度)等	洗浄集じん装置	洗浄水量又は水位(頻度:毎日)、充填剤の交換年月日、汚泥の引抜年月日及び引抜量(頻度:作業の都度)等	電気集じん装置	電圧(頻度:毎日)、ダストの引抜年月日及び引抜量(頻度:作業の都度)等
ろ過式集じん装置	集じん装置の差圧(頻度:毎日)、ダストの引抜年月日及び引抜量(頻度:作業の都度)等							
洗浄集じん装置	洗浄水量又は水位(頻度:毎日)、充填剤の交換年月日、汚泥の引抜年月日及び引抜量(頻度:作業の都度)等							
電気集じん装置	電圧(頻度:毎日)、ダストの引抜年月日及び引抜量(頻度:作業の都度)等							

(6) 添付書類等

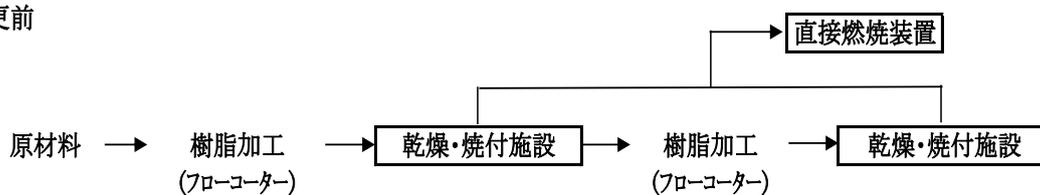
ア 変更届出説明書の記載例

変更届出説明書（理由）

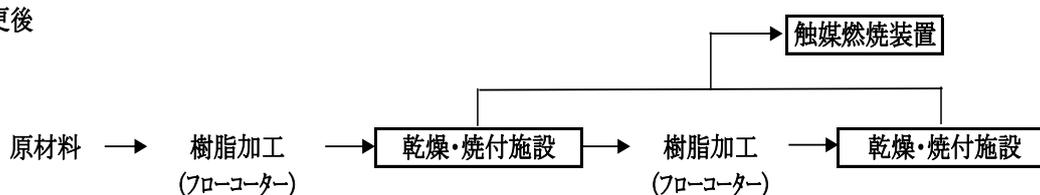
施設番号 (種類)	当該施設を設置 したときの受理番号 及び受理年月日	主要変更事項	変更予定年月日	変更理由
二-2項-ハ 乾燥・焼付施設 2基 (No.1.No.2)	北 - 〇〇 (届出年月日)	直接燃焼装置を触媒 燃焼装置に変更	令和〇年〇月〇日	処理装置の老朽 化及びランニン グコスト軽減の ため

変更前後の概要

変更前



変更後



イ 変更届出説明書の記載上の注意事項

1	施設番号(種類)	工場又は事業場における当該届出施設に固有の番号(記号)又は呼称を与えて記入する。(番号等は、重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記入すること。)種類は、条例施行規則別表第3に係る項番号、名称及び基数を記入すること。 <例> ・二-6項-イ 加硫施設 2基 ・二-7項-ホ 樹脂加工施設 1基
2	当該施設を設置したときの受理番号及び受理年月日	当該施設を設置したときの設置届表紙の受理番号、及び受理年月日を記入すること。
3	主要変更事項	具体的に変更した事項を記入する。 <例> 1 活性炭吸着式処理装置の更新
4	変更予定年月日	変更に伴って工事を行う場合は、当該工事(基礎工事を含む。)の着手予定日を記入すること。 なお、実施の制限期間があるので、届出受理日から60日間は、工事に着手できないので、注意すること。(ただし、期間短縮が承認されたものを除く。)
5	変更理由	簡略に記入すること。 <例> 老朽化のため
6	変更前後の概要	変更前後についてのフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要のある事項を記入すること。

＜お問い合わせ及び届出書の提出先＞

届出については、行政区を所管する各環境保全監視グループに提出してください。

所管行政区	提出先（名称及び住所）	
北区、都島区、淀川区 東淀川区、旭区	環境局環境管理部環境規制課 北部環境保全監視グループ 〒530-8401 北区扇町 2-1-27 北区役所 2 階 TEL 06-6313-9550	
中央区、天王寺区 浪速区、東成区 生野区、城東区 鶴見区	環境局環境管理部環境規制課 東部環境保全監視グループ 〒541-8518 中央区久太郎町 1-2-27 中央区役所 3 階 TEL 06-6267-9922	
福島区、此花区 西区、港区 大正区、西淀川区	環境局環境管理部環境規制課 西部環境保全監視グループ 〒552-8510 港区市岡 1-15-25 港区役所 4 階 TEL 06-6576-9247	
阿倍野区 東住吉区 平野区	環境局環境管理部環境規制課 南東部環境保全監視グループ 〒545-8550 阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 12 階 TEL 06-6630-3433	
住之江区 住吉区 西成区	環境局環境管理部環境規制課 南西部環境保全監視グループ 〒559-0002 住之江区浜口東 3-5-16 住之江区保健福祉センター分館 TEL 06-4301-7248	

届出書類は、環境局ホームページに掲載しています。

（アドレス：<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060970.html>）